

静岡県告示第18号

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定に基づき静岡県が行う工事は次のとおりであるので、半島振興法施行令（昭和61年政令第243号）第2条第2項の規定により告示する。

令和7年1月17日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 路線名
東伊豆町道 湯ヶ岡赤川線
- 2 工事区間
起点：賀茂郡東伊豆町大川字倉明1026-3
終点：賀茂郡東伊豆町大川字倉明1039-4
- 3 工事の種類
道路改築工事
- 4 工事開始の日
令和7年4月1日